

学習指導要領の改訂に伴う移行措置の内容(小学校国語科)

ポイント

- ・平成 30 年度・・・第 4 学年
平成 31 年度・・・第 4 学年及び第 5 学年
→新学習指導要領の学年別漢字配当表に配当されている漢字により指導する。

説明

平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの国語の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第1節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第1節の規定によることができる。

ただし、現行小学校学習指導要領による場合には、平成30年度及び平成31年度の第4学年並びに平成31年度の第5学年の国語の指導に当たっては、新小学校学習指導要領第2章第1節の別表の学年別漢字配当表によることとする。

学年別漢字配当表（新学習指導要領）当該学年のみ抜粋

第4学年

【新たに追加された字】茨, 媛, 岡, 渦, 岐, 熊, 香, 佐, 埼, 崎, 滋, 鹿, 縄, 井, 沖, 栃, 奈, 梨, 阪, 阜(20字)

【第5学年より移行】賀, 群, 徳, 富(4字)

【第6学年より移行】城(1字)

【他学年に移行】圀, 紀, 喜, 救, 型, 航, 告, 殺, 士, 史, 象, 賞, 貯, 停, 堂, 得, 毒, 費, 粉, 脈, 歴, 胃, 腸

第5学年

【第4学年より移行】圀, 紀, 喜, 救, 型, 航, 告, 殺, 士, 史, 象, 賞, 貯, 停, 堂, 得, 毒, 費, 粉, 脈, 歴(21字)

【他学年に移行】賀, 群, 徳, 富, 恩, 券, 承, 舌, 銭, 退, 敵, 俵, 預

学習指導要領の改訂に伴う移行措置の内容(小学校社会科)

文部科学省告示第九十三号 平成二十九年七月七日

現行小学校学習指導要領による場合には、次のとおりとする。

- (1) 平成30年度及び平成31年度の第5学年の社会の指導に当たっては・・・新小学校学習指導要領第2章第2節第2〔第5学年〕の2(1)ア(ア)のうち「世界における我が国の国土の位置, 国土の構成, 領土の範囲」の部分の規定に係る事項を加え, 新小学校学習指導要領第2章第2節第2〔第5学年〕の3(1)アの規定を適用するものとする。

〔第5学年〕

2 内容

- (1) 我が国の国土の様子と国民生活について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア次のような知識及び技能を身に付けること。

- (ア) 世界における我が国の国土の位置, 国土の構成, 領土の範囲などを大まかに理解すること。

3 内容の取扱い

- (1) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(ア)の「領土の範囲」については、竹島や北方領土, 尖閣諸島が我が国の固有の領土であることに触れること。

学習指導要領の改訂に伴う移行措置の内容(小学校社会科)

現行小学校学習指導要領による場合には、次のとおりとする。

- (2) 平成31年度の第3学年の社会の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第2節第2〔第3学年及び第4学年〕のうち、**2(1)ア、2(2)ア及びイ、2(4)ア及びイ並びに2(5)アに規定する事項を指導するものとする。**ただし、現行小学校学習指導要領第2章第2節第2〔第3学年及び第4学年〕の**2(4)の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第2節第2〔第3学年及び第4学年〕の3(4)のうち、「火災」に関する部分の規定を適用するものとする。**

平成31年度の第3学年の社会の指導

2 内容

- (1) 自分たちの住んでいる身近な地域や市(区、町、村)について
ア 身近な地域や市
- (2) 地域の人々の生産や販売について、…考えるようにする。
ア 地域には生産や販売に関する仕事
イ 地域の人々の生産や販売に見られる仕事の特色及び国内の他地域などのかかわり
- (4) 地域社会における災害及び事故の防止について
ア 関係機関は地域の人々と協力して、災害や事故の防止に努めていること。
イ 関係の諸機関が相互に連携して、緊急に対処する体制をとっていること。
エ 警察・消防は3年で扱う
- (5) 地域の人々の生活について
ア 古くから残る暮らしにかかわる道具、それらを使っていたころの暮らしの様子
文化財や年中行事は4年で

平成32年度の第4学年の社会の指導

2 内容

- (1) 都道府県の様子について
 ア 次のような知識及び技能を…
 (ア) 県の地理的環境の概要、47都道府県の名称と位置
- (2) 人々の健康や生活環境を支える事業について
ア (ア) 飲料水、電気、ガスを供給する事業
 (イ) 廃棄物を処理する事業
- (3) 自然災害から人々を守る活動について
ア (ア) 地域の関係機関や人々は、…協力…備えをしていること
地震、津波、風水害、火山災害、雪害などから選択
4年で県庁や市役所などの働きなどを中心に
- (4) 県内の伝統や文化、先人の働きについて
ア (ア) 県内の文化財や年中行事
 (イ) 地域の発展に尽くした先人
- (5) 県内の特色ある地域の様子について
ア (ア) 県内の特色ある地域

学習指導要領の改訂に伴う移行措置の内容(小学校算数科)

小学校算数科における内容の移行

基礎的・基本的な知識及び技能の習得や思考力、判断力、表現力等の育成を図るために、一部の内容の指導時期を改めた。小・中学校間で移行された内容及び小学校において学年間で移行された内容は以下のとおりである。

第3学年	○メートル法の単位の仕組み（k（キロ）、m（ミリ）など接頭語について）← 第6学年から
第4学年	○メートル法の単位の仕組み（長さや面積の単位の関係について）← 第6学年から
第5学年	●素数 → 中学校第1学年へ ●分数×整数、分数÷整数 → 第6学年へ ○メートル法の単位の仕組み（長さや体積の単位の関係について）← 第6学年から ○速さ ← 第6学年から
第6学年	○分数×整数、分数÷整数 ← 第5学年から ●メートル法の単位の仕組み → 第3学年、第4学年、第5学年へ ●速さ → 第5学年へ ○平均値、中央値、最頻値、階級 ← 中学校第1学年から

(○: 移行して入ってきた内容, ●: 移行してなくなった内容)

学習指導要領の改訂に伴う移行措置の内容(小学校算数科)

小学校算数科における移行措置(移行措置関係規定)

平成30年度

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
平成30年度	第3学年	2B(1)	第3学年		3(7)のうち「接頭語(キロ(k)やミリ(m))についても触れる」
	第4学年	2B(1)ア	第3学年		3(7)のうち「接頭語(キロ(k)やミリ(m))についても触れる」
		2B(1)	第4学年	2B(4)イ(ア)のうち「面積の単位とこれまでに学習した単位との関係を考察する」	

平成31年度

平成31年度	第3学年	2B(1)	第3学年		3(7)のうち「接頭語(キロ(k)やミリ(m))についても触れる」
	第4学年	2A(5)	第4学年	2A(4)ア(ア)	
		2B(1)ア	第4学年	2B(4)イ(ア)のうち「面積の単位とこれまでに学習した単位との関係を考察する」	
		2D	第4学年	2C(2)ア(ア)	
	第5学年	2B(2)	第5学年	2B(4)イ(ア)のうち「体積の単位とこれまでに学習した単位との関係を考察する」	
		2B(4)	第5学年	2C(2)ア(ア)	

平成31年度の第5学年の算数の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第3節第2〔第5学年〕の2A(4)カに規定する事項を省略するものとする。

学習指導要領の改訂に伴う移行措置の内容(小学校理科)

ポイント

学年間で移行した内容

- 光電池の働き (第4学年 ⇒ 第6学年へ)
- 水中の小さな生物 (第5学年 ⇒ 第6学年へ)

中学校に移行した内容

- 電熱線の発熱 (第6学年 ⇒ 中学校第2学年へ)

追加した内容

- 音の伝わり方と大小 (第3学年)
- 雨水の行方と地面の様子 (第4学年)
- 人と環境 (第6学年)

留意事項

平成30年度

- 第4学年の「光電池の働き」を省略する。 ⇒【第6学年で指導】

平成31年度

※平成30年度から継続して留意する事項

- 第4学年の「光電池の働き」を省略する。 ⇒【第6学年で指導】

※平成31年度から新たに留意する事項

- 第5学年の「水中の小さな生物」を省略する。 ⇒【第6学年で指導】
- 第6学年の「電気による発熱」を省略する。 ⇒【中学校第2学年で指導】